



「ふるさと納税」、美しい響きを持つ絶妙なネーミングである。この制度の趣旨を総務省のホームページ

で調べると、以下のようなことが記述されている(筆者要約)。

「地方で生まれ育ち都会に出てきた方には、育て支え一人前にしてくれたふるさとへ恩返ししたい想いがある。都会で就職すると、住んでいる自治体に納税するが、税制を通じてふるさとへ貢献する仕組みを作りたい。自治体は納税者の『志』に応えられる施策の向上を図り、納税者は地方行政への関心と参加意識を高める。自治体と納税者の両者が共に高め合う関係となる」

この税制ができた背景には以下のような事情がある。例えば東京都と沖縄県には、一人当たり税収で3倍の格差がある。これを是正するには、一定のルールの下で、東京都などの富裕自治体から直接、弱小自治体に税収をやり取りする「水平的調整」を行うことが

PART 2 「高所得者向けカタログギフトビジネス」にメスを

正しい寄付と税収格差の是正 「ふるさと納税」の直し方

現在の「ふるさと納税」は、制度の趣旨とはおよそかけ離れたものとなっている。総務省は返礼品の比率を3割以下に引き下げるよう自治体に要請するなどしているが、返礼品に限定した小手先の見直しではなく、抜本的な改革が必要な状況にある。

文・森信茂樹 Shigeki Morinobu

最も効率的で、スウェーデンなどではそのような方法で調整している。

しかし、地方税には応益税という税の原則があり、住民は、学校・警察・消防、さらには道路、橋、港湾といった自治体サービスを受益する対価として税を負担しているという関係があ

る。「水平的調整」は、この関係を断ち切ることになるので、憲法まで含めた議論が必要になる。

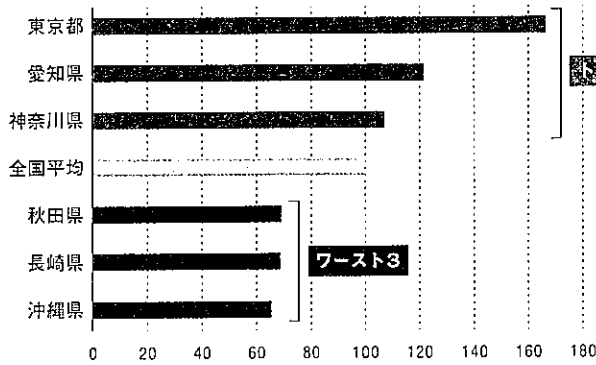
そこで、自分の意思で、自腹を切つて恩返しの寄付をする制度であれば(その程度の水平的調整であれば)、難しい問題を回避することができる。つ



TAKAYUKIHO

東京都が突出している地方税収

(出所)『平成26年度地方財政白皮書』をもとにウェッジ作成



(注) 平成26年度決算。全国平均を100とした場合の人口1人当たり税収額の指数

まり、個人のふるさとへの寄付を通じて、自治体間の税収の偏在を緩和する、これが制度の目的である。

この考え方のもとに、現在納税している自治体に納めている税金を、自分が選んだ「ふるさと」に寄付すると、一定の所得限度(所得金額の40%)はあるものの、国からは所得控除という形で所得税が、自治体からは税額控除という形で住民税が減税され、

2000円を超える自己負担はないという制度が構築されている。

導入時の2008年度には81億円だった寄付額は、16年度は3000億円程度まで拡大する見込みだ。

しかしその実態を詳しく見てみると、制度の趣旨とはかけ離れたものとなっている。そこで総務省は、4月1日付で、返礼品の比率を3割以下に引き下げること、換金性の高いものは送付しないことなどの見直しを自治体に要請した。だが、返礼品に限定した小手先の見直しでは、この制度を本来の趣旨に沿ったものに戻すことにはならず、抜本的な改革が必要だ。

では具体的に、どのようなかけ離れた運用実態になっているのか。第1に、東京都の区部、名古屋市、横浜市など、地方から仕事を求めて人が集まってくる自治体の減収は予定通りといえようが、函館市など北海道の市町村や九州・東北の自治体の中にも減収が生じており、自治体間の税源の是正という趣旨・

目的と異なる状況が生じている。年々かい離していく制度の趣旨と現実

地方の自治体の住民も、返礼品を求めて他の自治体に寄付を行う結果、減収が生じている一方で、寄付を受け増収になる自治体の方も、返礼品のコストがかかり、それを差し引くと、増収は半分程度にしかならないという。これらのことは、寄付の主たる目的が、「ふるさと」への恩返しではなく、自治体が用意する豪華な返礼品目当てとなっていることを示している。

つまり、寄付者の大部分(民間調査では約7割)が、「自分が育ってお世話になった自治体への恩返し」ではなく、「返礼品が魅力的」という動機で寄付を行っているということだ。

第2に、この制度は、寄付税制として導入されている。わが国には寄付文

化が育っていないこともあり、国・地方公共団体などに寄付する場合には、その一部を税金で支援(控除)する制度が導入・拡充されてきた。

しかし、ふるさと納税では、自己負担2000円で、寄付額の半分程度の返礼品を受け取ることができる。そもそも「寄付」というのは、無償で、つまり身銭を切って行うことを意味するのだが、ふるさと納税の現状を見ると、「寄付」とはかけ離れた実態が浮き彫りになる。また上限金額(控除限度額)を総務省のホームページで調べると、300万円の給与収入の者(独身)は2万8000円だが、1000万円の給与収入の者(独身)の場合には、家族構成にもよるが16、17万円となっており、高所得者ほど多くの返礼品を受け取ることができるという実態も浮かび上がることができるといえる。これは、「高所得者向けのカタログギフトビジネス」といっても差し

寄付者の7割が「お世話になった地元への恩返し」ではなく、「返礼品が魅力的」という動機での寄付

地方法人2税は国税である法人税を一本化した上で、人口などの客観的な指標で再配分すべき

支えないだろう。

さらに問題なのは、寄付をした住民の住む自治体の税収は減るが、交付税交付団体である場合（15年度では東京都と59市町村を除く1659自治体）には、減収になった部分の4分の3が国から地方交付税という形で補てんされる仕組みとなっていることである。

つまり、ふるさと納税の大口スポンサーは国ということで、自治体間の税収の水平調整だけにとどまらない制度となっている。実は、国と自治体との財政状況を比べると、15年度で、国が23・2兆円の財政赤字であるのに対し地方は1・1兆円の黒字となっており、赤字の国が黒字の地方に税金を補てんするというのがんだ構造も見えてくる。自治体が「納税者の志にこたえられる施策の向上を図ること」が目的であるなら、交付税措置はその努力を損なうもので逆効果といえる。

ではどのように是正すべきであろうか。今回の総務省の見直しは、返礼品

の価格に限定したもので、制度の本来の趣旨（「ふるさと」と「寄付」）に沿った抜本的な改革とはいえない。筆者は、ふるさと納税は寄付税制であるので、その原点に立ち戻って、「身銭を切る部分を作る（残す）」ことにより、支援する人と支援を受ける自治体との真の関係が出来上がると考えている。寄付になつていない制度に入れるべきメス

現在わが国には、米国等と引けをとらない寄付税制（寄付金控除）が創設されている。国・地方公共団体、認定NPO法人、特定公益増進法人などへの寄付に対しては、2000円を差し引いた残りを所得控除できる。認定NPO法人や一定の要件を満たす公益法人等に対する寄付には、寄付金額から2000円を差し引いた残りに50%を乗じて（所得税からは40%、住民税部分は10%）税を控除する税額控除方式も選択できることになっている。

これは、10万円寄付すると、国・自治体からほぼ半分が税額控除という形で戻ってくるということで、わかりやすく言うと、個人が5万円（正確には5万1000円）寄付した場合、国・地方が残りの5万円（正確には4万9000円）を負担してくれる（マッチングしてくれる）という制度である。ふるさと納税は、自己負担を2000円に限定するためさらなる特例措置を導入しているのだが、これを見直し、一般の寄付税制と同じレベルに戻し、自腹を切る部分を残すように変えていくべきであろう。そうすれば、寄付額の30%程度の返礼品が返つてもおかしくはない。

「ふるさと」をどう定義するかという問題もある。マイナンバーを活用しても、自分がかつて住んだことがあるかどうかを特定するには、時間とコストがかかり現実的ではない。そこで、「ふるさと」の数を3つ、4つに絞るという方法も考えられよう。

中期的には、自治体間の税収偏在の是正にむけての本格的な議論を進めることが必要だ。現在、税収の偏在を是正する制度として、国庫支出金（補助金）と、国税収入の一定割合を財政基

盤の弱い自治体に振り向ける地方交付税交付金の2つがある。しかし、前者はひも付きで、後者は自治体の自立努力を損なうことや、不交付団体である東京都から地方自治体へ税を移転させることはできないという問題がある。国から地方に税源を移譲すべきではないか、という見解があるが、現行制度のままでは移譲すると自治体間の税収格差はますます拡大する。

偏在度の最も大きいのは地方法人2税（法人事業税、法人住民税の一人当たり税収格差は6倍）である。そこで法人2税を国税である法人税と一本化し国・地方の共同税とした上で、人口などの客観的な指標で再配分するような方法を考えるべきではないだろうか。現に地方消費税については、納税された税収を実際の消費地に帰属させるため、自治体ごとの小売額、人口、従業者数を指標として客観的な配分がなされている。

いずれにしても、本来の趣旨から外れた現行制度は、抜本的な見直しを図る必要がある。

もりのがしげき 中央大学法科大学院教授。東京財団上席研究員。1973年京都大学法学部卒業後、大蔵省入省。主税局調査課長、主税局総務課長、東京税関長を歴任。2005年財務総合政策研究所長。06年財務省を退官し、07年より現職。